

平成 29 年 8 月 9 日
神戸市療育ネットワーク会議資料

神戸市の保育所等における医療的ケア児の受入れについて（検討資料）

1. 事業の目的

保育の必要性があり、集団保育が可能で、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じて適切な保育が受けられるよう、保育所等における看護師配置等の体制整備を図る。

2. 保育所等で行う医療的ケアの内容

- (1) 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの栄養、胃ろう、腸ろう）
- (2) 吸引（口腔・鼻腔内吸引、気管切開部からの吸引・衛生管理）
- (3) 酸素療法
- (4) 導尿
- (5) その他施設で対応可能な医療的ケア

3. 医療的ケア実施に向けて

(1) 基本方針（案）

- ①医療的ケア児の受入れを開始する施設においては、安全性を十分に確保したうえで、医療的ケアの内容や実施する時間帯等についてはある程度限定的に実施することとし、一定の時間をかけて段階的にケア内容の拡充を図る。

※実態調査などからニーズを把握し、次の段階の事業拡充を検討

- ②すでに看護師等を設置して医療的ケア児を受入れて保育を実施している私立保育所等（認定こども園、保育所、小規模保育事業所）においては、当該児童に対する医療的ケアを継続して実施することを検討（市の補助制度を創設）。

(2) 検討事項

- ①看護師配置体制
- ②主治医との連携
- ③施設での安全確保策
- ④緊急時対応
- ⑤利用にあたっての手続き等
- ⑥受入れ枠